

# 指名手配被疑者捜査強化月間



11月は「指名手配被疑者捜査強化月間」です。指名手配被疑者の逮捕には、皆様のご協力が必要です。

指名手配被疑者の顔写真などは県警ホームページでご確認いただけます。

よく似た人を見かけたときは、最寄りの警察署または交番、駐在所への通報をお願いします。

あれっ…  
もしかして!!



指名手配被疑者によく似た人物を見ませんでしたか？



## 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました！

### 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画像を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外です



違反者

**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合

**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

### 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対し新たに罰則が整備されました。



違反者

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

自転車の提供者

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

酒類提供者・同乗者

**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

施行日は令和6年11月1日です

し っかりと ま もるルールで ね がう安全